
[総合地域研究所 平成27年度「共同研究」]

児童自立支援施設における 非行少年の立ち直りと就労支援

研究代表者：覚正 豊和（敬愛大学国際学部教授）

客員研究員：矢作 由美子（敬愛大学国際学部こども学科非常勤講師）

特別研究員：横山 潔（元国立国会図書館専門職員）

はじめに

児童自立支援施設は、社会的養護の重要な児童福祉施設として、各都道府県に設置されている。ただ、その実態については施設の独自性や特殊性といった性質上、一般的にはあまり知られていない施設である。

現在、全国に児童自立支援施設は、国立2、都道府県50、政令指定都市4、私立（社会福祉法）2の計58施設あり、そのうち48施設は明治時代に設立されている。そこに入所する児童は、家庭や地域から離れ、生活日課に従って日々を過ごすことになる。その後、退所に至るまでには一定の改善効果はみられるが、退所後の受け皿である家庭や地域が入所前と同じ問題を抱えている場合には、退所後に再び以前と同じ問題を引き起こす可能性が高く立ち直りに課題を残す結果となる。また家庭復帰後に就労できるケースもあるが、中卒時の就労確保は厳しく、近年は、高校進学する児童が増えており、年長児支援の機能の充実も急務となっている。児童福祉法の一部改正（1997年）により、名称が教護院から児童自立支援施設へと変更になるとともに、2013年4月現在、58施設中47施設において分校や分教室、本校等が設置され、いわゆる準ずる教育からは正されている。また、中学卒業後児童への対応力が強化され、児童自立支援施設から高校へ通ったり、就職準備を進める子どもたちが多くなっている。

そのためにも退所後を想定した支援および退所後支援を行うことは施設の重要な業務の一部といえよう。いかに施設退所後の生活へ円滑に移行し、自立した社会生活を送るためには、社会生活で必要な生活技術を身につけるトレーニングや実際に自立した生活体験を積むなどリービングケア（退所準備）が重要になる。

そのような状況を踏まえ、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長は、2013（平成25）年6月7日付で「児童養護施設の退所者等の就労支援事業の実施について」（雇発0607第6号）を発出し、その通知に基づき実施要綱を定め、施設退所者への就労支援の強化が図られている。その通達の事業内容については、1)社会的自立を支援するために適切な職業環境の確保及び必要な支援、2)雇用先となる職場の開拓、3)就職面接等のアドバイス、4)事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ、5)その他就業支援に必要な事業、とした。その対象は入所施設を退所した者（退所予定の者を含む）並びにその保護者を含むとしてい

る。

そこで、本年の研究は、千葉県内にある児童自立支援施設、千葉県立生実学校の推進部分と課題部分を顕在化させることをねらいに、また児童自立支援施設のルールについて考察するとともに訪問調査した主な児童自立支援施設の職業指導の現状を分析し、非行少年の立ち直りと就労支援について検討したい。とりわけ、今日、高年齢児童への自立前のケアが求められていることから意義のあるものといえよう。

1 わが国における児童自立支援施設の現状

(1) 児童自立支援施設の沿革

児童自立支援施設の歴史的変遷をたどれば、前身は教護院（1947～）で、それ以前は少年教護院（1933～）、さらにその前身は感化院である。表1に示すように感化院の起源は古く明治中期にさかのぼる。1883（明治16）年、民間篤志家の池上雪枝が不良化の道に足を染める保護者のいない児童を大阪の自宅に引きとったことが起源とされ、1885（明治18）年10月、高瀬直郷は東京に「私立予備感化院」を設立し、続いて1886（明治19）年、千葉県の仏教各宗派寺院の共同事業により「千葉感化院」が設立された。その後、1888年に岡山感化院、1889年に京都感化保護院、1897年に三重感化院、1899年に広島感化院などがある次いで創設された。このとき欧米諸国で学び帰国した留岡幸助は、1899（明治32）年、東京巢鴨に家庭学校（私立の感化院）を設立し、1900（明治33）年の感化法公布に大きな影響を与えた。現在、児童自立支援施設は58施設あるが、そのうち明治33年に制定された感化法のもと「感化院」として、すでに48施設が国内に設立されていた。

大正時代に入ると旧来の感化論から児童中心主義の影響を受けるなか、少年教護法が1933（昭和8）年に公布、翌年施行され「感化院」から「少年教護院」へと名称変更され、

表1 感化院、および教護事業から児童自立支援事業への変遷

1883(明治16)年：	我が国最初の感化院は池上雪枝により大阪市北区の自宅に池上感化院を開設。1888(明治21)年には経営難となり閉鎖に近い状況にいたる。
1885(明治18)年：	高瀬直郷が「私立予備感化院」(翌年東京感化院)を東京に開設。
1886(明治19)年：	千葉県下の仏教各宗派寺院の共同事業として「千葉感化院」が設立。
1888(明治21)年：	岡山感化院が創設される。
1889(明治22)年：	京都感化保護院が創設される。
1897(明治30)年：	三重感化院が創設される。
1899(明治32)年：	広島感化院等が創設される。
1900(明治33)年：	留岡幸助が東京の巢鴨に「家庭学校」(私立)を創設。 感化法公布。8才以上16才未満が対象となる(大人の犯罪者とは別に、教育により改善すべきとの思想から、少年を分けて処遇するようになった)。
1907(明治40)年：	改正刑法公布。刑事責任年齢を14歳に引き上げる。懲治場留置廃止→未成年者に対する懲治・感化処分は「感化院」となる。
1908(明治41)年：	感化法一部改正。対象年齢：8歳以上16歳未満→8歳以上18歳未満。以降、感化院は全国的に広がる。
1914(大正3)年：	留岡幸助が北海道の遠軽に家庭学校を開校。
1933(昭和8)年：	少年教護法公布「少年教護院」と改称。
1947(昭和22)年：	児童福祉法公布「教護院」へ改称。
1949(昭和24)年：	少年院法、少年法、児童福祉法一部改正。初等少年院の対象年齢「おおむね14才以上」から「おおむね」を削除。触法少年は児童相談所先議。強制的措置の導入。
1997(平成9)年：	児童福祉法の一部改正「教護院」から「児童自立支援施設」に改称。「不良行為をなし又は、なす惧れのある児童及び、その他環境上の理由により生活指導の必要な児童」が対象となる。「施設長に就学が義務づけられた」。
2004(平成16)年：	児童福祉法、最低基準の一部改正。アフターケアの義務化。施設内虐待の禁止。自立支援計画策定義務化。

(出所) 全国児童自立支援施設協議会HP (<http://zenjikyoo.org/aboutus/history/>、アクセス：2015.11.6)「歴史と沿革」を参考に、筆者による加筆作成。

戦時体制の時代を経て、1947（昭和22）年児童福祉法の成立（翌年1月1日から順次施行）により、戦前までの「少年教護院」は児童福祉法第44条に規定される「教護院」へと名称変更された。この施設の目的は「不良行為をなし、またはなす虞のある児童を入院させてこれを教護すること」になり、教護院は「学科・職業・生活指導を行い教護する施設」として各県に1ヵ所以上設置され、1952年に厚生省児童局は教護院の実務者を対象とした『教護院運営要領』を示すなど、児童の抱える問題に対処するために必要な施設として位置づけられた。

その後、1997（平成9）年の児童福祉法改正（翌年4月1日施行）により、「教護院」は現行の「児童自立支援施設」へと名称が変更され、「不良行為をなし、またはなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する」という目的にしたがい、対象児童が拡大し児童の自立を支援する機能へと改められた。

平成9年の児童福祉法改正は、その名称変更併せて「公教育」導入がはじまり入所児童への就学義務が施設長に課せられ具体的検討が始まった。その実施については各施設内に小・中学校を開設し、その多くの施設が分校・分教室の設置の検討が続けられた。その背景には、元々「教護院」は「子どもの指導の3本柱」としての「生活指導」、「学習指導」、「作業指導」の3つが有機的、一体的に行われなければならないという「生活と教育の一体化（生教一致）」の大原則があったため、「学習指導」だけを切り離して他機関に委ねることへの懸念や対応策の難しさなどから、全国的にも調整や準備に多くの時間を要してきた経過があった。さらに、児童の特性に応じたきめ細かな個別の対応が求められ、導入はされたものの、教育と福祉の考え方の違いなどから、なかなか共同歩調がとれずに苦悩しているところもあるばかりか、未だに導入する見込みすらたっていない施設もある。

とくに、「職業指導」に関する法令上の動向を概観すると、戦後、昭和23年制定の児童福祉施設最低基準では「生活・学科・職業指導は全て児童の不良性を除くこと」を目的として定められた。つまり、不良性の除去と規定されていたのである。ただし、職業指導を行うにあたっての遵守事項としては、①義務教育を修了した子どもに対しては、将来独立の生計を営めるよう、子どもの自治を尊重して集团的・個別的に職業指導を行わなければならない、②必要に応じて施設外の事業所等に委託し、職業指導を行えるといった内容が定められていた。そして、平成9年の児童福祉法の改正に併行して児童福祉施設最低基準が改正され、中卒児童への支援が積極的に位置付けられた。同基準の第84条で「児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、全て児童がその適正及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援する」とことと定められている。またこれらの「自立支援」の内容については、平成10年2月24日付厚生省児童家庭局長通知（雇児発95号）のなかで、「施設内において入所者の自立に向けた指導を行うことその他、入所者の社会的自立を支援すること等をいうものであり、施設においては、こうした入所者の社会的自立を支援すること等をいうものであり、施設においては、こうした入所者の支援のために積極的に取り組むべきである」とされている。

児童自主支援施設は、このように幾度かの名称変更や、明治、大正、昭和、平成と時代の変遷による役割変化などあるにせよ、児童のかかわる居住型福祉施設として機能し、社

会的なサポートが用意された“生活の場”であることに変わりはない。

(2) 児童自立支援施設の現状

児童自立支援施設は、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする」（児童福祉法第44条）ところの児童福祉施設である。

したがって、児童福祉法第44条を根拠とする児童自立支援施設は、個々の児童の状況に応じて、親元から離れて生活するための高度の専門性が要求される施設といえる。

そこに生活する児童らは、「小舎夫婦制」と呼ばれる小人数収容施設（一戸建ての小舎に職員夫婦が入居）、あるいは交替で勤務し、入所児童と共に、家庭内で子供を育てるような形すなわち疑似家庭体験を通じて監護・教育に当たっている。ただ、寮舎の運営形態として多数を占めていた「小舎夫婦制」は減少し、交替制に移行する施設が増加しているが、一方、現在に至るまで「小舎夫婦制」による指導・援助体制を取り入れている北海道家庭学校をはじめ岡山県立成徳学校や、京都府立淇陽学校、大阪府立修徳学院、埼玉県埼玉学園など数少ないながらも従来型の小舎夫婦制を維持している児童自立支援施設もある。

施設のなかでは「生活、学習、作業」など、職員・教員と生活を共にする場面を通じて、自らの育ちを確認し、課題克服と自立に向けた準備を進め、施設内の学校（本校、分校、分教室など）では準ずる教育から脱却し正規の義務教育が実施されている。

児童自立支援施設の児童が高校に進学する際には、退所して親元に帰るか、児童養護施設に措置替えとなるかといった選択肢が一般的といえる。ただ、生活環境の変化や日常的な人的関係の変化から、そのどちらの場合も、高校中退を余儀なくされる場合も少なくない。それゆえに、こうした社会的養護を離れた少年への支援、とくに就労・通学を継続するための支援を軸にしたリービングケア（退所準備）やアフターケアのあり方が重要になってくる。

2012（平成24）年3月に発出された『児童自立支援施設運営指針』の「第Ⅱ部 各論」では、「学習支援、進路支援、作業支援等」について示されている。とくに、「作業や職場体験」については「自立就労」に直結させる前に、「勤労意欲」「社会性・協調性の向上」「根気よく取り組む姿勢」を児童に身に付けさせることが重要であり、優先させるべきは「豊かな人間性や職業観の育成」であることが明示されている。

児童自立支援施設の多くは広大な敷地面積を有し、自然とふれあえる環境が整っている場所に立地している。全国58施設の入所者数は、1,670人（平成26年10月1日現在）となっている。基本的には開放施設となっているが、国立2施設については、隔離治療的な機能を持つ寮も置いている。

入所については、図1に示すように児童相談所経由の他、各地の家庭裁判所で児童自立支援施設送致の決定となった場合は、一部の例外を除き、原則的に県内の児童自立支援施設に収容される。

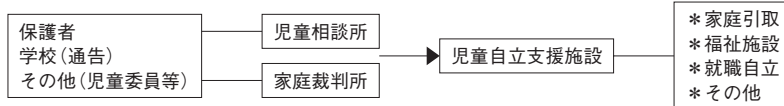
その現状については、2015（平成27）年8月に厚生労働省が発表した「社会的養護の現状について」から「児童自立支援施設の児童の状況」については表2に示すように、(1)在籍児童の年齢、(2)児童の今後の見通し、(3)虐待経験の有無、(4)施設入所時の心身の状

表2 児童自立支援施設の児童の状況

(1) 年齢区分							
区分	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上
%	6.3%	15.2%	30.8%	34.1%	4.8%	2.4%	1.5%
(2) 児童の今後の見通 *①保護者のもとへの復帰：児童養護施設(27.8%)、児童自立支援施設(59.7%) *②自立まで現在のみまで養育：児童養護施設(55.1%)、児童自立支援施設(12.3%)							
(3) 被虐待経験の有無：58.5% (前年：65.9%)							
(4) 心身の状況(障害あり)：46.7% (前年：35.4%)							
(5) 入所児童の障害等ありの内訳(重複回答)：*「障害等あり」回答数780(46.7%) ・身体虚弱16(1.0%) ・肢体不自由2(0.1%) ・視聴覚障害4(0.2%) ・言語障害2(0.1%) ・知的障害225(13.5%) ・てんかん12(0.7%) ・ADHD255(15.3%) ・LD36(2.2%) ・広汎性発達障害246(14.7%) ・その他の障害等230(13.8%)							
(6) 在所期間別退所児童数： ・6か月以上1年未満25.0% ・1年以上2年未満52.2% ・2年以上3年未満12.2%							
(7) 学業の状況：・すぐれている(2.0%) ・特に問題なし(38.5%) ・遅れがある(59.3%)							
(8) 年長児童の大学(短大)進学希望(中学3年以上)： ・希望する(25.2%) ・考えていない(30.0%) ・希望しない(34.1%) *中学3年生の高等学校(各種学校)進学希望について⇒「希望する」(83.2%)							
(9) 施設退所後に進学した学校：専門学校(13.3%) ・大学・短大(3.3%) ・高校(66.7%) *東京都福祉保健局H23「東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告書」より							

(出所) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課「社会的養護の現状について」(平成27年8月)、
「児童養護施設入所児童等調査」(平成25年2月1日現在)より。

図1 入所・退所のしくみ



況(その障害の内訳を含む)、(5)入所児童の障害等ありの内訳、(6)在職期間別退所児童数、(7)学業の状況、(8)年長児童の大学(短大)進学希望、(9)施設退所後に進学した学校、といった入所児童の具体的な状況が示されている。

また、入所児童については、厚生労働省調査「児童養護施設入所児童等調査結果」(平成25年2月1日現在)によれば、児童自立施設の入所児童のうち虐待を受けた経験を有する児童の割合は58.5%、発達障害などの特別な配慮を要する児童の割合は46.7%となっている。したがって、非行児童(触法児童や虞犯児童)だけでなく、近年は被虐待経験や発達障害を有する非行傾向のある児童の割合が増加するなど、入所児童の抱える問題性とニーズは複雑化・多様化し問題が複数併存している状況があるため、これまで以上に社会的自立の困難さがあるといえよう。

児童自立支援施設への入所経路について、児童相談所の決定によるものは、一時保護をされた児童が非行の程度、家庭環境などを理由に措置入所(措置)する場合で、家庭裁判所の決定によるもの(送致)は、監護措置をとられた児童が家庭裁判所の審判で自立支援施設送致の保護処分を受けて入所する場合である。前者は保護者の同意が必要であるが、後者は法的強制力が伴うため保護者の同意は必要ないことから、近年、家庭裁判所決定による児童の入所が増えてきている傾向があるといえる。

2 訪問調査および資料・文献等から明らかになったこと

訪問調査を通じて各々の施設において共通する意見は「ここに入所する児童は、愛着形成障害が起こると、心身の発達・成長が阻害されたり、情緒不安定で生活環境への適応性が逆に低下したりする事もある」、そして「育てられ方の中で母子愛着などの育ちがなく、大人不信と自尊心の欠如から対人関係をうまくすることができない」。また「昔から脱走（無断外出）する子どもはいる。多分、昔のほうが多かったかもしれない。ただ、昔は潜伏して、なかなか見つからなかったが、今は脱走しても直ぐ発見されるし、コンビニに行く程度で、目的があることは少ない（確かに、児童自立支援施設は、塀や柵を設けない開放施設ということもあり無断で外出してしまう児童は昔も今も変わらずいる）」。「無断外出の発生は一定程度想定されること、入所後すぐに逃げ出す児童や、半年・一年生活してから逃げ出す児童もあり、その理由も“家に帰りたかった”、“友だちと遊びたかった”など様々である」。「生きるパワーのようなものが、少なくなっているのではないか」、「ここに入所するまでの児童の生活は、昼夜逆転している者が多く、不規則な生活から食事、睡眠等の適切な習慣がなかったため、入所後の規則正しい生活習慣により体重が増える児童が多い」。「はじめは少年院と比較して、まだましと考えている者や、投げやりな気持ちになったり、時には、反発、暴言、ごまかし、適当に反省したふりをしたり、逃げ出すこともある」。「ここに来る児童たちは、様々な事情で入所してくる。どの者も自分の過去と向き合い、今までの自分をなんとか変えなければと思い、克服しようと生活している」。「いずれの施設も戻る先に、元の環境や元の仲間たちが待っている。そこで変わった自分が戻ったとしても、何一つ変わっていない環境に落胆しつつも、元の生活にもどることは容易であることから、戻らない意志の強さが必要である」などであった。

また、表3に示すように、虐待を受けてきたと思われる児童が増加傾向にあるなかで、入所後の安定した生活の提供は、思春期の二次性徴を含めた身体的変化が著しいものがある。それぞれの年齢や能力を考慮しながら一律の指導よりも個別の指導や小集団による生活単位のなかで保障している（千葉県生実学校事業概要、9頁）。

表3 児童自立支援施設における虐待等による特別な配慮の必要な児童の現状

(1) H15年・H25年 全国児童自立支援施設入所児童における被虐待経験及び障害のある児童の割合		
	被虐待経験のある児童	障害のある児童
平成15年	37.5%	27.3%
平成25年	58.5%	46.7%
(2) H26年度：国立の児童自立支援施設入所児童における被虐待経験・発達障害等のある子どもの割合		
武蔵野学院	64.7%	73.5%
きぬ川学院	81.3%	62.5%

(出所) 厚生労働省「これからの国立児童自立支援施設のあり方に関する検討委員会報告書」(平成27年9月)〈www.mhlw.go.jp/sisetu/musashino/dl/2015_1126-01.pdf〉。

2015年度、共同研究者全員で訪問調査した先は、以下の千葉生実学校、埼玉学園、愛知学園と、国立武蔵野学院、国立きぬ川学院である。

(1) 千葉生実学校

千葉生実学校の沿革をみると、1886（明治19）年、仏教各宗派寺院の共同事業により創

設され、明治42年3月、「千葉感化院」(教護院)として現在地に現名称で創立されて以来、その後、「千葉生実学校」と名称変更を重ねながら児童福祉施設としての役割を果たしてきた。

平成27年4月1日現在の在籍児童数は、男子24名(小学1名・中学18名、高等部5名)、女子13名(小学0名・中学9名、高等部4名)の計37名。在籍期間は男女とも概ね2年以内で、罪種別でみると男子は性非行が9名と最も多く続いて窃盗4名で、女子は家出が4名、性非行が3名と性の逸脱行動を理由に入所している。平成26年度の児童の状況は、定員数86名(入所70名、通所16名)で、平成27年4月1日現在、学年別児童数は、男子24名(うち、小5・1名、中1・4名、中2・7名、中3・7名)、高等部5名で、女子は13名(うち、中1・1名、中2・4名、中3・4名、高等部4名)。入所については、児童相談所経由となっている。退所理由別児童については、改善退所24名の内、9名が家庭内復帰のうち8名が進学で、就職は5名、措置変更は10名であった。未改善退所は、9名(少年院3、国立施設1、家庭引取3、その他2)であった。

学習指導については、大正3年1月に、現在の袖ヶ浦市に分校を開設し、年長児童の農業実習を開始している。その後、昭和46年4月から星久喜中学校から教諭3名が派遣され、昭和50年4月には、千葉市立星久喜小学校から教諭1名が派遣されている。そして昭和61年4月からは千葉市立星久喜小・中学校の生実分教室として歩んできた。そして、平成10年4月の児童福祉法改正により名称変更及び児童の教育をこれまでの「準ずる教育」から通常の「学校教育」に移行となるが、千葉生実学校は公教育体制を先駆けて導入してきたといえる。さらに平成23年4月からは、先駆的な取組として分教室に適応指導教室(ファーストステップ)を設置し、新入生及び個別に支援が必要な児童に対して、当時教諭だった渡部氏(現在、児童養護施設千葉みらい響の杜学園長)の考案する「ファーストステップ教育プログラム」の実施により、自己肯定感を高め、心の安定を図り自己実現へ向かわせることを目的として実施している。ただし、この教育プログラムは現在いる教諭に引き継がれて実施されているが、在籍する児童の変化に合わせて考案者だから可能になった部分と、新たな教員による工夫が求められている。

高等部の活動については、児童自立支援専門員が指導に当たり、義務教育終了後入所した児童(以下、年長児)だけでなく義務教育終了後も様々な事情から継続した支援が必要な年長児に対して、分教室活動と同様な支援を行っている。ただし、千葉生実学校の場合、「年長児寮」のない現状から卒業まで通い続けるケースはまれである。

千葉生実学校では、生活指導、学習指導と並んで指導の3本柱の1つ、作業(職業)指導について実践されていたが、近年の活動内容においては、敷地の広さの制約等から校内の環境整備(グラウンド、寮、本館周りの除草及び美化等)が主なものになっている。

また在籍する児童の現状にあわせて、キャリア教育等の視点を援用して年間を通じた高等部農場での作業指導や就労指導、学習指導の支援を実施し、勤労意欲・職業観の育成と併せて自立生活能力獲得のための支援を実施している。

とくに近年では、家庭復帰を前提とし就労や就学等の社会適応の為の支援が必要な児童と併せて養護性が高く、家庭以外の場での自立を目指す年長児が増えてきており、それらにあった支援を担うため年長児支援の機能の充実が急務となっている。

アフターケアについては、千葉生実学校では、分離後も児童相談所や原籍校等と連携を取りながら、予後調査を実施し、1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年後の現状把握に努め児童や

家庭等への支援を行っている。寮担当職員が主に児童のアフターケアにあたっており、集約をアフターケア担当職員が行っている。

(2) 埼玉学園

明治33年の感化法公布後、内務大臣の許可があって北足立郡浦和町に埼玉学園して明治39年開園した。現在は、埼玉県が設置・運営し、「児童自立支援（生活指導）」と平成14年4月1日より「上尾市立東中学校向原分校および上尾市立東小学校向原分教室」としての「義務教育（学習指導）」に分かれている。

埼玉学園の特徴は、温かい家庭と教育の場を与え、学校教育だけが教育でない、広い意味での社会教育を含むとし、社会復帰の一助となる施設である。

伝統的な「小舎夫婦制」の施設で、生活指導の寮舎では夫婦の職員が児童と起居を共にしながら日々の生活を通して指導する形をとっている。各寮とも平屋で、家庭的雰囲気の中で情緒の安定を図り、また、集団生活のなかでお互いを尊重する心を育て、自主性や社会性を身に付けられるよう指導が行われており、寮の様子も夫婦職員の部屋の境はあるが、常に会話の途切れることのない距離感が維持されていた。まさに、名称や時代が変わっても、多様化した少年たちに必要なのは愛情ある家族的な関係で、それらを夫婦職員が補っている姿が印象的な施設である。

偶然にも、埼玉学園に行く途中で園を出た20歳台の青年に出会い挨拶を交わした。そのことを話題にあげるや職員いわく「入所中は色々あったが、今は、社会人として頑張っている青年です」と、うれしそうに話していた。

埼玉学園の児童の状況は、定員数120名（男子90名、女子30名）で、平成26年度が、在籍総数95名（男子73名、女子22名）。被虐待児は59名（男子42名、女子17名）で、特別なケアが必要な児童は、65名（男子49名、女子16名）であった。保護者の状況をみると、男子73名のうち、実母のみ30名、養父・実母16名、実父母11名、実父のみ6名と続き、女子22名については、実母のみ10名、養父・実母8名、実父母2名という順に続いている。過去3年の入園状況については、平成24年が35名（児相28、家裁7）、平成25年が48名（児相43、家裁5）、平成26年が40名（児相38、家裁2）であった。また、平成26年度在籍者統計によれば、男子73名のうち被虐待が男子42名で、特別なケアが必要と考えられる児童について49名となっている。また、女子の場合は22名の内、被虐待が17名で、特別なケアが必要と考えられるのが16名と、その割合が高く、複合的な障害を抱える児童も少なくない。

生活指導寮舎については、普通寮7（男子寮5寮：8～9名、女子寮2）と、男子年長児寮1（4名、女子年長児寮なし）、特別寮2の合計10カ寮ある。

指導内容としては、生活指導の他、学習指導は、上尾市立東小学校向原分教室、同市立東中学校向原分校による義務教育が実施されている。また、年々受験希望者が増えている。中学を卒業した児童に関しては、高校部クラス・年長児寮での指導を行っている。職業指導（働く意欲、態度の養成）があるが、実際の退園事由状況をみると、36名中、定時制高校を含む高校進学（男子16名、女子4名）で、就職は男子が3名で、女子は0名であった。

(3) 愛知学園

愛知学園は、明治42年5月に感化法による感化院として現、瀬戸市に開設し、昭和38年4月から現在地に移転した。平成2年4月から運営体制を小舎夫婦制から通勤交代制へ移行している。本来であれば入所児童定員は64名（暫定定員は平成27年度34人）となっている

が、平成27年6月1日現在、25名（男子20名、女子5名）と公表されているが、訪問した10月時点では、男子2寮に数名の児童と、女子寮は0名という状況であった。その理由について職員の説明よれば、「新聞で公表された事件が発生し、男子寮内の改善がおちつくまでは女子寮の入所を控えている」といった話であった。また、空いている一部の寮については、現在、児童相談所の一時保護施設として新たな活用がされていた。また、平成9年の児童福祉法改正により、「公教育」の導入を検討したようだが、現在もなお「義務教育に準ずる学科指導」体制にあり、非常勤の元教員とともに児童自立支援専門員が学習指導にあたっている。愛知学園については、広大な敷地と、近隣には、総合的な医療・福祉センターをもつ愛知県心身障害者コロニーがあることから、連携次第では他の児童自立支援施設にない社会資源と環境が担保されている立地条件といえる。ただし、体制の改善を含めた課題が山積しているが、若い職員を中心に、ランニングしている児童の姿を見ることができ、「心身の健康を取り戻す」といった生活指導の提供を主眼においた様子がみられた。ただ愛知学園の現状としては、公教育の導入と、就労支援につながるリービングケアとアフターケアの取り組み課題については整備が必要な状況といえる。

（４） 国立施設

国立の施設は2施設ある。その1つは国立武蔵野学院で、大正時代の「国立感化院令」によって設立された施設で、男子児童が入所している。もう1つは昭和38年設立された国立きぬ川学院で、こちらは女子の入所施設となっている。いずれも、大舎制を採り全寮制の一般学校と似た型で、大規模な施設に大人数の児童を収容し、多数の専門職員で監護・教育に当たっている。管轄しているのは厚生労働省で、これらの施設には鍵付きの個室も設けられている（児童福祉法27条の3に基づき家裁の判断を仰いで強制力を行使するは、実務上、国立の児童自立支援施設の2施設のみに限られている）。また国立2施設では、地方児童自立支援施設で支援困難となった子どもを受け入れているため、入所する子どものうち、被虐待体験によるトラウマや発達障害のある子どもの割合が、地方児童自立支援施設よりも多いといわれ、3分の2が精神的な不調に対する服薬や精神科医、心理療法担当職位によるカウンセリングを受けている。

①国立武蔵野学院

国立武蔵野学院は、1919（大正8）年、国立感化院令（大正6年勅令台108号）に基づく国立感化院として開設された。その後、昭和9年には少年教護法に基づく国立少年教護院として、昭和23年には児童福祉法に基づく国立教護院、そして、1997（平成9）年の児童福祉法の一部改正により「要保護児童施策」から「児童自立支援施策」へと児童福祉施設の機能の見直しが行われ、国立教護院から「国立児童自立支援施設」と名称・機能の見直し、対象児童の拡大、通所機能の導入、学校教育の実施なった。また、養成所も「附属教護事業職員養成所」から「附属児童自立支援専門員養成所」に名称変更した。

1997年の児童福祉法改正により、国立武蔵野学院では年長児童の自立支援のために自立生活訓練事業が創設された。年長児童については、従来からその自立支援を行っていたが、さらに、この事業を受け、新しい試みとして2000（平成12）年4月、「自活寮」を開寮し、年長児童のための自立支援を推進してきた。「自活寮」の活用としては、従来の就労実習を主としたものから、将来就労するための体験実習をする場として支援する目的から、①自活就労体験型、②家庭復帰個別生活体験型、③社会内ホーム移行就労体験型に分けておこ

ない、児童のニーズと実態に即した支援につなげた。

自活寮のプログラムでは、職場見学、職場体験実習、職場実習、社会資源見学（郵便局、銀行、区役所、不動産、スーパー、図書館）や、ハローワーク活用（表4：就労体験プラン参照）がある。

アフターケアについては、2004（平成16）年の児童福祉法の改正で法的に明確化され自立支援の重要課題となり、中卒児童の学習指導として、2006（平成18）年から、進路の希望に応じて「進学クラス」と「就職クラス」に分かれ、さらに進学クラスを、「通信制高校クラス」と「過年度受験クラス」に分けるなど、平成19年度に進学希望の児童が通信制高校に入学できるようになった。この通信制高校の導入は、退所後に過年度受験したり、取得した単位を基にして高校卒業認定試験を受けたりする児童がでてくる。とくに、表5に

表4 自活就労体験プラン（前期・中期）

前期	支援目標	個別生活リズム習得、職場実習から就労へのソフトランディング、対人関係調整
	支援内容	「生活面」 ・基本的な生活習慣（早朝出勤） ・健康管理・余暇活用・金銭出納・原付免許受験 ・許可外出（職員同行：社会環境資源活用） 「就労面」 ・8時間労働、6日間勤務の取り方 ・職場での対人関係の取り方
	留意事項	集団生活から個別生活へのゆるやかな変化 継続的な就労の意欲をもっているようにする
	その他	児童相談所、保護者への通信（現状報告、方向性の確認）
後期	支援目標	余暇活用の自主計画、給料の管理費消、自炊の実践
	支援内容	「生活面」 ・基本的な社会手続き・給料の管理（小遣いも含む） ・自炊の実践 ・許可外出（単独：趣味、遊び、買い物、盆休み・正月休み） 「就労面」 ・職場訪問・職種、仕事内容の確認 ・トラブルの退所の仕方
	留意事項	給料の支出を計画的に考える 誘惑や判断ミスの対応の仕方を考える 仕事内容が適当かどうか吟味
	その他	児童相談所、保護者への連絡

（出所）『国立武蔵野学院90年誌』（後期部分省略）、131頁より。

表5 就労支援に係る実施教科の目標とその概要

共通項目	社会学習	就職活動の仕組み、諸手続きの仕方、一人暮らしにおける知識、悪徳商法への対応等、社会生活を行う上で的一般常識の学習を行う。
	情報	パソコン授業を通して、情報処理の基本とネット犯罪について学ぶ。
	グループワーク	認知行動療法による自己認知、グループエンカウンターによる自己・他者理解・自己表現力を養うことなどのためのワークショップを行う。
	作業	環境整備や農作業等を通して、働くことの意義を学習する。
就職グループ	ボランティア実習	環境整備、廃品回収と分類、各種行事の準備手伝いなどを通して、就労の意義を考え、適正な職業観の醸成を図る。
	職業学習	求職活動の学習とハローワーク訪問、給食棟実習を通して、就労の意義を考え、適正な職業観の醸成を図る。
	生活科	家庭生活における衣食住の教養と技術の習得を図る。
	資格	原付免許、危険物取扱者等の資格取得のための学習を行う。

（出所）『国立武蔵野学院90年誌』（2009）、79頁より。

示すように、カリキュラムの共通項目として、実施科目のうち就労に係るのは、社会的学習で「就職活動の仕組み、諸手続きの仕方、一人暮らしにおける知識、悪徳商法への対応等、社会生活を行う上での一般常識の学習を行う」や、情報（パソコン授業）、作業（環境整備や農作業等を通じて、働くことの意義を学習する）がある。さらに、就職グループでは、ボランティア実習や職業学習、生活科、資格取得のための学習を行っている。

平成20年の児童福祉法の改正では、被措置児童等虐待の防止に関する事項が盛り込まれ、被措置児童等の権利養護を図るため、適切な対応の為の仕組みが規定され、児童の健全な発達・成長のための最善の利益を確保するなど、権利養護を基本として一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を実施していくことが求められ、秩序ある施設集団の維持・確保及び児童の健全育成を目指し、生活指導、学科指導、職業指導が行われている。

国立武蔵野学院の「作業指導」や「職業指導」のなかで、農業を中心とする作業指導及び環境整備がある。その目的と効果について、「仕事の意味の理解」があり、「田んぼの作業は、頭を下げたり、腰を曲げる格好での繰り返しの作業が多く、そのことを通して、体を動かす喜びと仕事の大変さを知る。藁（わら）すぐりや苗取りの作業では、しっかりと藁をつくり、むすぶことで確実に苗を取ることが次の作業にどう影響するかを時間を過ぎる中で学んでいく」事を作業指導の「ねらい」としている（90年誌、87頁）。

児童福祉法の一部改正により平成10年4月より、教護院は児童自立支援施設として、対象者の拡大や施設機能の強化等が図られ、特に、児童の自立に向けたリービングケア（退所準備）やアフターケア等が重要支援として強く求められている。退所後、経済的にも精神的にも保護者の支援が望めない状況にある年長児童は、幼少時から施設生活の長い子どもが多い。表4に示すように、自活就労体験型（ケア期間：8ヵ月～2年）では、退所後にアパート等での自立支援を行う児童に対して、ハローワークを通じて就労し長期間就労経験を積み、社会生等のトラブルに関しても自己解決もしくは職員とともに解決していく経験から社会人としての自覚を持たせている。

②きぬ川学院

国立の女子児童を対象とした施設で、氏家町と喜連川町の合併により現在は栃木県さくら市に位置し、鬼怒川のほとりの緑豊かな広大な敷地を有するなか6つの普通寮舎と「自立寮」「観察寮」「交替寮」がそれぞれ1つずつある。入所児童は通常、「小舎夫婦制」の「普通寮」で夫婦である職員と子どもたちが生活を共にしながら生活を送っている。ただし、他者との関係がうまく築けず、集団指導が困難な児童については、一時的に離して個別対応が必要な場合や退所間近な児童等が退所後の生活に備える場合等には、観察寮や自活寮などで個別処遇を行っている。

設立されたのは1961（昭和36）年4月26日で、初代院長は石原登氏で院内には碑文がある。平成26年度は、北海道・東北を除く地域から32人の女子児童が入所していた。その内、約3分の2が施設経験をもち、入所理由（複数回答で主なものは2つ）も施設不適應が11名、乱暴・暴力が10名、売春8名、不純異性交遊6名、障害5名、などであった。

退所時の引取先については、11名のうち家庭引取が5名、施設入所が5名、就職0名、その他1名となっている。学院は、全国の都道府県から受け入れており、家庭復帰・ファミリーソーシャルワークについては都道府県の施設と異なる取組、スキル、ノウハウが必要になる。現状では、入所期間がほぼ一定（約1年7ヵ月）の運用がなされているなかで、児

表 6 きぬ川学院における職場体験実習について

事業内容	実習内容
焼き肉のたれ等のソース製造	製品の箱詰め
自動車部品製造	検品作業
乳飲料等の粉末製造	製品の箱詰め、検品作業
洋服の縫製	アイロン掛け、ボタン付け
宿泊施設	宴会場の清掃・準備、レストランの接客
飲食業	食器洗い、接客
スーパー	調理補助
理容室	清掃、道具洗い、老人の出張散髪補助
ニラ・カーネーション栽培	農作業の手伝い
老人ディサービスセンター	レクリエーション・配膳の手伝い、話し

(出所) 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課『児童自立支援施設運営ハンドブック』、平成26年3月、243頁。

童の状態や改善状況及び家庭の状況を考慮した入所期間の設定や調整、リービングケアやアフターケアが求められる。平成26年度の5年間の予後調査回答状況をみると、「問題行為なし」が53.8%となっている。ただ、約半数の児童は「問題行為があり」として、「少年院等」、「ゆく方不明」などの調査結果となっている。改めて、退所後に必要な連携先となる都道府県の児童相談所や地域の必要な社会資源の連携やアウトリーチといった取組は低調といえる。

現在、学習指導については、氏家町立氏家中学校うの花分教室が担っており、きぬ川学院の説明によれば、51名中、行為障害、アスペルガー症候群、ADHDと診断された児童が数%いるという話であった。退所後の引取先については、平成26年度の統計によれば、退所11名のうち、家庭引取が5名で、その内、就職が1名、復学が1名、進学3名（定時制2名、通信制1名）であった。また、児童養護施設およびそれ以外の施設入所は5名となっている。

きぬ川学院における年長児童支援は、年長児童のクラスを設定し、教育プログラムとして、学科学習、資格取得のための基礎学習、社会資源の見学、調理、作法など幅広い体験を行っている。年長児童は、専修科（退所前指導の段階）に入科し、退所前指導として環境整備などの作業や調理実習に加えて、ア)一人暮らし体験、イ)職場体験実習のプログラムがある。職場体験実習については、施設から通勤可能な事業主に依頼し、職業体験を行い、通勤は自活寮から原則自転車による単独通勤している。また、各業種の就業時間に併せて日課を調整し出勤している。現在、受け入れ事業主は表6に示すように、11カ所、職種は多種多様とされる。この体験実習は、職業観の体得に有用であり、課題の再認識や進路決定、退所に向けた決意など子どもへの影響も大きいと評価されている。

3 児童自立支援施設の訪問調査結果から非行少年の就労支援を考える

かつての教護院時代には非行少年を対象に中卒までをメドにした支援を行えば良かった。しかし、各在籍児童の状況をみると、ADHDや知的障害、神経症的問題など、特別なケアが必要と考えられる児童の割合が高い施設も多く、退所前から自立に向けた準備の必要性和課題がみえてきた。訪問調査から各施設とも、虐待の影響や不適切な環境から、要保護性の高い子どもが多く、特別なケアが必要なケースの入所が増加しており、改めて、子どもの抱える問題の複雑さに対応した個別支援や心理治療的ケアなど、より高度で専門的なケアを提供できる機能が求められてきている。

退所者の自立や自立支援を考える上は、年長児の自立支援と、発達障害児や愛着障害児への支援がより求められてきているのである。そのような入所者が、児童自立支援施設から高校へ通ったり、また、中学卒業後、就職準備を進めたりする児童が増えている。例えば、東京都立誠明学園では、平成25年度の中学校卒業生の状況をみると進学率が77.3%と進学援助を積極的に行っており、就職したのは男子1名のみであった。また、誠明学園高等部では職業系資格試験（危険物取扱者、PC検定）の取得など、年長児自立支援プログラムが進められている。具体的な年長児自立支援プログラムについては以下に示す通りである。

年長児自立支援は、教護院時代にも年長児支援が行われて来なかったわけではない。教護院時代においても年長児自立支援プログラムの試行は多くの施設で実施され、年長児は「実科生」と呼ばれ、就職への事前準備として施設内における作業が課されていた。実科の処遇プログラムは、戦後、児童福祉法のもとで発足した教護院の職業指導に引き継がれ、中学卒業児童の支援については、「通学生」「実科生」という2通りのパターンで年長児の支援を行ってきた。例えば、実科生支援プログラムは、男子の場合、概ね半年後の就職を目標に置き園内外の清掃、花壇の整備、野菜畑の手入れ、草刈り等環境整備の作業を通じて、機械器具の理解及び使用訓練、作業手順の理解など実社会に即応する能力の開発を重点に指導してきた。

しかしながら、実科生は、中卒生として主に就職退園を目標に支援をしているが、先述のように作業を中心とした支援では、児童自身に目標設定する気力を醸成するのがきわめて難しく、また社会に即応できる能力を養成することも困難な状況であろうと思われるとも論じられ、施設内における支援にとどまらず社会資源活用や職場実習などの取り入れが課題とされるとある（岩手県立杜陵学園指導係1995：30-32頁）。

周知のように、これらのような限定的な就労支援プログラムは、低成長時代の日本における雇用の現状と、子どもたちのニーズに徐々に合わなくなりつつあり、年長児寮における生活支援には、小・中学生用の寮舎における生活支援とは異なる配慮が必要となり、自立支援は、単に年長児寮を設置すれば可能となる訳ではなく、「粹のある生活」が特徴の施設で、地域のなかで自立して生活していく力をどのように児童に得させていけるかなのである。いうまでもなく継続して支援することが望ましいことから、交代制の年長児寮よりも夫婦制の寮舎が見直される点といえる。

さらに、施設外での就労や自立生活へとつなげていくためには、就職希望の児童に対する職場体験通勤実習、就職予備通勤実習など、リービングケアの体制と支援プログラムが求められる。こうした支援は、就職や進学等の目標が定まらない児童や、一旦就労したものの長続きしないケースなど、継続的に行わなければならない。

ただ、児童自立支援施設の現実問題、すなわち、寮舎を離れた後のアフターケアの実行性、人員配置や予算等からして、年長児に対する児童自立支援施設内における支援プログラムには、限界もあると考えられる。ただし、相談、通所、リービングケア、アフターケア機能の充実等については、「退所後を想定した支援および退所後の支援を行うことは施設の重要な業務の一部として位置づけられていることから、①施設が相談窓口として機能していることを広く周知することが求められる。②退所後の児童の記録を整備し、自立を支援に役立つよう保管することも必要で、特に、家庭から切り離し、施設の自活寮等に戻して生活を考えることも必要となる場合などは、その児童の把握が容易にしやすいのは小

舎夫婦制のメリットといえ、交替制の場合職員の人事異動は避けられず、時間の経過を考慮し、組織全体の取組として退所した児童の個人情報アフターケアの記録としてまとめ、組織として共有する仕組みを作ることが大切である」とされている（運営ハンドブック、315頁）。なお、退所した子どもを通所させる際にも、「二重措置は認められる」との厚生労働省所管の判断が示されるなど、必要に応じて、児童相談所と協議の上、市町村担当課と情報共有し、地域の関係機関、団体等と積極的な連携を図ることも必要であり、要保護児童対策地域協議会や福祉事務所との連携が、児童自立支援施設の今後の課題といえる。

4 比較研究——イギリス法制

平成27年度の共同研究では、本稿に掲げた児童自立支援施設を訪問し、その施設の現状、問題点、就労支援等を検討事項に挙げて、共同研究の参加者が調査を進めてきた。この調査の一環として、諸外国における、わが国の児童自立支援施設に対置されると思われる施設についての比較法制を考察することも、それらのルーツを考察する上で重要な課題の一つに挙げられた。諸外国、とりわけイギリスにおける関係施設がその国において法制上どのように位置付けされているのかを調査し、それを通して、その施設の設置形態や運営形態、その施設と被收容児童との関係、わが国の児童自立支援施設との関連等、諸外国の比較法制の検討の必要性が確認された。

このような経緯のなかで、イギリスにおける関係施設についての文献調査において、イギリスの「認可学校」(Approved School)が、調査対象に挙げられた。「認可学校」なる語は、かつて、連合王国において、親の管理能力の範囲を超えている、と裁判所がみなした少年を、裁判所が送致する居住施設を示す語として用いられてきた。本研究では、比較法制研究の対象とされた「認可学校」が、関係法律中にどのように規定され、また文献中にどのように記述されているかを把握し、その後の法改正に伴って、当該施設がどのように展開されていったかを追っていくこととした。

「認可学校」は、「1933年児童及び少年法」(Children and Young Persons Act 1933, c. 12)において、「1854年少年犯罪者法」(Youthful Offenders Act 1854)中に定める「矯正院」(Reformatory)と、「1857年工業学校法」(Industrial Schools Act 1857)中に定める「工業学校」(Industrial Schools)を融合して創設したものとされ、処罰することではなく、教育し、訓練することを目指して、犯罪者・非犯罪者を問わず、3年以下の期間、收容する施設である、とされている。

「1933年児童及び少年法」は、第79条以下に、「認可学校」に関する規定を置き、主務大臣による「認可学校」の認可、地方自治体が行う「認可学校」の提供等を定めており、同法附則4には、「認可学校」の運営および「認可学校」へ送致された者の処遇に関する規定を定め、主務大臣が「認可学校」の管理および規律のための準則を定めることができる、としていた。

1933年に、「1933年認可学校準則」(Approved School Rules 1933)が制定されている。この準則のなかには、「規律及び処罰」に関する規定(準則第33条—第39条)が定められている。認可学校の規律は、校長と職員の個人的な影響力によって維持されるとし、規律維持のために処罰が必要である場合における処罰方法を定めている。男子校における体罰と女子校における体罰は、主務大臣が許可した鞭打ちをもってのみ、加えるものとし、鞭打ちの簡

所と回数が定められている。身体障害や精神障害を有する男子・女子には、医務官の許可なく処罰してはならないとし、男子（女子）に対する体罰は、他の男子（他の女子）の面前で加えてはならない等、規律と処罰の方法が詳細に規定されている。

1970年代の初頭に入ると、次第に「認可学校」の語は用いられなくなり、イングランドとウェールズでは、「1969年児童及び少年法」(Children and Young Persons Act 1969, c. 54)の制定により、これらの施設の責任は、中央政府から地方カOUNシルへ移転し、「認可学校」は、「コミュニティ・ホーム」(Community Homes)へと名称変更された、とされている。

「1969年児童及び少年法」は、拘束施設における処罰として少年犯罪者を取り扱うのではなく、コミュニティにおける指導監督、処遇および社会福祉のシステムを通して少年犯罪者を取り扱うことを想定した一連の介入を支持するものであり、それは、明白に、少年犯罪者への社会福祉的アプローチに基礎を置くものであった、と評されている。

「1969年児童及び少年法」は、「コミュニティ・ホーム」を見出しとする一連の規定を置き、その第36条「コミュニティ・ホームのための地域計画」において、「地域計画」(ホームの提供と維持のための計画)によって提供される「コミュニティ・ホーム」は、①関係する地方自治体が提供する「コミュニティ・ホーム」と、②ボランティア組織が提供するが、管理においては、法律的文書に従って、関係する地方自治体が参加する「ボランティア・ホーム」とするとし、地域計画をもってボランティア・ホームを提供するときは、ホームの管理・整備・維持について、関係する地方自治体の責任とするか、ボランティア組織の責任とするかに応じて、地域計画中に、そのホームが「規制されるコミュニティ・ホーム」(Controlled Community Homes)として指定されるか、「支援されるコミュニティ・ホーム」(Assisted Community Homes)として指定されるものとした。この規定は、その後に削除されている。

「コミュニティ・ホーム」の見出しのもとに置かれた規定の多くは、その後に削除されているが、現行法規として効力を有している第46条は、「コミュニティ・ホームの設立後の認可学校の不継続等」の見出しで、コミュニティ・ホームの設立の結果、「認可施設」(Approved Institution、同条は「認可学校」のほか、「1948年刑事司法法」にいう「リマンド・ホーム」と「認可プロベーション・ホステル」を含む施設を「認可施設」と引用した)が必要とされなくなった、と主務大臣が認めたときは、主務大臣は、命令をもって、当該施設が当該命令中に定める日に認可施設であることを終止する旨を定めることができる、と定めた。

1969年第43条は、主務大臣がコミュニティ・ホームの運営とコミュニティ・ホーム内の児童の福祉を確保するための規則を定めることができる、と規定しており、同条に基づく権限を執行して、関係する主務大臣が「1972年コミュニティ・ホーム規則」(Community Homes Regulations, 1977, No. 319)を制定している。このなかには、コミュニティ・ホームの責任者の任命、医療ケアおよび衛生、収容児童の死亡・疾病または事故の通知、コミュニティ・ホームに居住する児童の利益において、または他人の保護のために、ホーム内に設けられる閉鎖収容施設その他の事項が規定されている。ただし、根拠法規とされた第43条は、その後に削除されている。

近時の法律では、「1989年児童法」(Children Act, 1989, c. 41)中に、コミュニティ・ホームに関する規定(第53条—第58条)が置かれており、地方自治体によるコミュニティ・ホームの提供、規制されるコミュニティ・ホームと支援されるコミュニティ・ホームに関係

する論争を決定するための、主務大臣への論争の付託、コミュニティ・ホームのボランティア組織による終止・閉鎖、コミュニティ・ホームの金銭に関する規定等が定められている。

「1854年少年犯罪者法」中に定める「矯正院」と「1857年工業学校法」中に定める「工業学校」の融合に始まる、「1933年児童及び少年法」による「認可学校」の創設から、「1933年認可学校準則」の制定、「1969年児童及び少年法」における「コミュニティ・ホーム」への移行、「1972年コミュニティ・ホーム規則」の制定、そして現行の「1989年児童法」中のコミュニティ・ホーム規定までの経緯を、関係施設の運営形態やケア児童の処遇等に留意しつつ眺めてきた。本報告は、「認可学校」について、関係する法令資料と、本共同研究に対する大学当局のご厚意によって入手することができた最新の図書資料を基にして概観したものである。我が国の児童自立支援施設をめぐる個々の事案に関連して、外国においてどのような対応が講じられているかを知るには、その事案に即した、さらにより詳細な個別の調査が求められなければならない。

5 おわりにかえて

今日、児童自立支援施設には、非行児童だけではなく虐待を受けた経験や発達障害・行為障害等の障害を持つ児童や、性加害・性被害の児童、さらに特別なケアが必要なケースの入所者が増加している。このように、児童の抱える問題の複雑さに対し、ますます個別対応が求められてきている。当然ながらその個別支援や心理治療的ケアなどにおいては、より高度で専門的なケアを提供できるような機能の強化が求められてきている。また、退所後の新しい生活への移行がスムーズに行われるよう、高齢児童専用の独立した寮を有する施設や児童養護施設との連携など、新たな取組を始めている児童自立支援施設も存在する。今後、こうした新たな取組が行われている施設や民官連携による児童の特性に応じたきめ細かな個別対応が行われている施設の調査研究が期待される場所である。

国立武蔵野学園の、「子どもと有効な人間関係を築くことが教護の第一歩である……。それに加え、人間関係を結ぼうと努力する直接支援職員のみならず、子どもを取り巻く全ての人的環境に物的なものや自然を加えた全体の醸し出す雰囲気力が、子どもを育ていくということ」というかかる理念は、真に児童自立支援を考える上で至当につきるのではなかろうか。

(参考資料)

- 1) 厚生労働省「これからの国立児童自立支援施設のあり方に関する検討委員会報告書」(平成27年9月)、5頁
(www.mhlw.go.jp/sisetu/musashino/dl/2015_1126-01.pdf)、アクセス2016.1.15
- 2) 『児童福祉施設における非行等児童への支援に関する調査報告書』(全国児童自立支援施設協議会編、2010年、梶原敦・佐藤貢一・河尻恵)の「年長児童の自立支援に関する調査」(115-134頁)。
- 3) 渡邊泰洋『イギリス連合王国における少年法制の変遷—「処罰」と「福祉」の相克—』、成文堂、2008年。
- 4) 守山正『イギリス犯罪研究Ⅰ』、成文堂、2011年。
- 5) 石川正興監訳『創生期のアメリカ少年司法』成文堂、2015年
- 6) Children and Young Persons Act, 1933, c. 12.
- 7) Approved School Rules, 1933.
- 8) Children and Young Persons Act, 1969, c. 54.
- 9) Community Homes Regulations, 1977, No. 319.
- 10) Children Act 1989, c. 41.

- 11) Raymond Arthur “Young Offenders and the Law: How the Law Responds to Youth Offending,” Routledge, 2010.
- 12) Jane Pickford, Paul Dugmore “Youth Justice and Social Work,” Second Edition, Sage, 2012.
- 13) Gilly Sharpe “Offending Girls: Young Women and Youth Justice,” Routledge, 2012.
- 14) Anne Robinson “Foundation for Youth Justice: Positive Approaches to Practice,” Policy Press, 2014.
- 15) Kerry Baker; Alex Sutherland “Multi-Agency Public Protection Arrangements and Youth Justice,” Policy Press, 2009.
- 16) Kerry Baker; Gill Kelly; Bernadette Wilkinson “Assessment in Youth Justice,” Policy Press, 2011.
- 17) Julie Shaw “Residential Children’s Homes and Youth Justice System: Identity, Power and Perceptions,” Palgrave Macmillan, 2014.
- 18) Roger Smith “Youth Justice: Ideas, Policy, Practice,” Third Edition, Routledge 2014.